



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1063	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課)..... 1
1064	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 2
1065	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
1066	基本測量の実施	(技術調査課)..... 2
1067	公共測量の実施	(")..... 3

○ 公告

和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)、和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまちにおける指定管理者の募集

(港湾空港振興課)..... 3

告 示

和歌山県告示第1063号

平成29年度行政事務用パソコン賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度行政事務用パソコン賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成29年6月13日
- 落札者の氏名及び住所
JECC・富士電機ITソリューション・リコージャパンコンソーシアム
(代表者) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
(構成員) 富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
リコージャパン株式会社
東京都港区芝三丁目8番2号
- 落札金額
月額4,228,092円(うち消費税及び地方消費税の額313,192円)
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成29年5月2日

和歌山県告示第1064号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年9月1日まで縦覧に供する。

平成29年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成29年8月1日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県商業教育研究会

3 代表者の氏名

花本明

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市砂山南三丁目3番94号

5 定款に記載された目的

この法人は、商業教育に関する学術並びに教育方法の研究を進め、商業教育の振興を図ることを目的とする。また地域社会に対し、商業教育の振興研究に関する事業を行い、児童生徒の職業能力の開発を支援するとともに、行政・地域との連携を通じて地域経済の発展と活性化に寄与する。

和歌山県告示第1065号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700808	フレーズ貴志川	紀の川市貴志川町長山277-408	就労継続支援A型	肢体不自由 聴覚・言語 知的障害者 精神障害者	合同会社総合福祉高積	和歌山市新庄501-10	平成29.8.1

和歌山県告示第1066号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量
- 1) 成果不整合地域における基準点改測
 - 2) 防災対策地域水準測量
 - 3) 電子基準点現地測量

- 2 作業期間 平成29年8月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 1) 有田郡有田川町
2) 田辺市及び新宮市
3) 和歌山市、海南市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び高野町、有田郡広川町及び有田川町、日高郡みなべ町及び日高川町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第1067号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)
- 2 作業期間 平成29年8月7日から平成30年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町地内

公 告**公 告**

県が設置する和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)、和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまちにおけるそれぞれの指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成29年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 名称

- ア 和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)
イ 和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)
ウ 和歌浦漁港指定漁港施設
エ 加太みなとまち

(2) 所在地

- ア 和歌山市毛見字馬瀬1514番地
イ 和歌山市毛見字馬瀬1530番地の一部
ウ 和歌山市和歌浦出島の一部
エ 和歌山市加太地内及び地先

(3) 規模等

- 敷地面積 ア 陸域20,038㎡ 水域28,355㎡
イ 陸域21,418㎡ 水域43,598㎡
ウ 陸域55,473㎡ 水域156,140㎡
エ 加太緑地24,026㎡ 加太ビーチ736㎡

- 主な施設 ア ディンギークラブハウス、ディンギー艇庫、新ディンギーハウス、ディンギーヤード、駐車場(北側駐車場及び北側緑地駐車場)等
イ クルーザークラブハウス、クルーザーヤード、上下架クレーン、浮き栈橋3基、駐車場等
ウ 漁港交流拠点施設、フィッシャリーナ、駐車場等

エ 運動広場、観覧席、ゲートボール場、緑地駐車場、公衆トイレ、植栽帯、遊歩道、展望園路、シャワー施設等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他それぞれの施設の指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）及び和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）にあっては和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第1条に規定する設置目的を、和歌浦漁港指定漁港施設にあっては当該施設の適正な管理及びその運営を通じた周辺地域の活性化を図ることを、加太みなとまちにあっては和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないこと。
- (4) 申請を行う施設に係る6（2）に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、（1）については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

- ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11)又は(12)のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、1の施設に対して複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成29年8月15日(火)から同月25日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
- (2) 現地説明会
- 日時 ア 平成29年8月31日(木)午後1時から午後3時まで(荒天の場合は、同年9月1日(水)午後1時から午後3時まで)
- イ 平成29年8月31日(木)午前9時から正午まで(荒天の場合は、同年9月1日(金)午前9時から正午まで)
- ウ 平成29年8月28日(月)午後3時30分から午後5時30分まで(荒天の場合は、同月30日(水)午後3時30分から午後5時30分まで)
- エ 平成29年8月29日(火)午後1時30分から午後3時30分まで(荒天の場合は、同月30日(水)午前10時から正午まで)
- 場所 ア 和歌山市毛見1514番地(ディンギーマリーナ 艇庫2階会議室)
- イ 和歌山市毛見1530番地(クルーザーマリーナ クラブハウス2階会議室)

ウ 和歌山市和歌浦南一丁目1496番地5(有限会社ベイサイド和歌浦 2階会議室)

エ 和歌山市加太地先(加太港加太ビーチハウス)

内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 配布場所に持参すること

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成29年8月15日(火)から同月23日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 回答日 平成29年8月17日(木)から同月25日(金)まで

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成29年9月1日(金)から同月15日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成29年10月下旬予定

(6) 指定管理者としての指定

平成30年1月中旬予定

7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3163

ファクシミリ番号 073-433-4839